

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会に係る
標章及びマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国パラスポーツ大会（以下「両大会」という。）の開催に当たり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が国民スポーツ大会開催基準要項第 4 項第 1 号及び第 3 号に定める名称、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程（平成 23 年 6 月 24 日制定。以下「JSP0 規程」という。）に定める標章並びに第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会奈良県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が定めるマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章及びマスコット等の定義)

第 2 条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

(1) JSP0 が定める国民スポーツ大会マーク（JAPAN GAMES マーク／以下、「J.G. マーク」という。）及びブランドロゴ（J.G. マークと「JAPAN GAMES」のロゴタイプを併せて使用するもの）

〈J.G. マーク〉	〈ブランドロゴ〉	
	ヨコ組【推奨】	タテ組
 ※J.G. マーク単体での使用は推奨していません。		

(2) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの。またこれらの文字標章を含む結合語又は造語

(3) 県委員会が定める第 85 回国民スポーツ大会の愛称「はじまりの地なら国スポ」、両大会の愛称「はじまりの地なら国スポ・全スポ」及びこれらを含む結合語又は造語

2 この規程において「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県委員会が定める両大会の愛称「はじまりの地なら国スポ・全スポ」及び第 85 回国民スポーツ大会の愛称「はじまりの地なら国スポ」のロゴ

(2) 県委員会が定める第 30 回全国パラスポーツ大会の愛称「はじまりの地なら全スポ」及びこれらを含む結合語又は造語、「はじまりの地なら全スポ」のロゴ

(3) 県委員会が定めるスローガン及びその他規定書体

(4) 県委員会が定める両大会のマスコット（「奈良県マスコットキャラクター『せんとかん』」を大会仕様にデザインしたもの）（以下「マスコット」という。）

（使用許可権限の行使）

第3条 前条第1項各号に規定する標章については、県委員会がJSP0から委任を受けた使用許可権限を行使する。ただし、商業目的で使用する場合は、JSP0規程に従う。

2 前条第2項各号に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

（公共目的による使用）

第4条 第2条第1項各号に規定する標章の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で可以使用させることができる。

(1) 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。

(2) 国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。

(3) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。

(4) その他会長が国スポの開催に寄与すると認めるとき。

2 第2条第2項各号に規定するマスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は公共目的と認め、無償で可以使用させることができる。

(1) 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。

(2) 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。

(3) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。

(4) その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認めるとき。

（公共目的による使用の申請及び報告）

第5条 標章又はマスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第1号）及び最終的なデザイン案を速やかに会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第2条第1項第1号から第3号、第2条第2項第1号から第3号を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当する者は、これを省略することができる。

- (1) 両大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会
- (2) 国、地方公共団体、JSP0、公益財団法人奈良県スポーツ協会、公益財団法人奈良県スポーツ協会定款（令和8年7月1日一部改訂）第5条の加盟団体
- (3) JSP0・公益財団法人奈良県スポーツ協会・公益財団法人奈良県スポーツ協会定款（令和8年7月1日一部改訂）第5条の加盟団体に加盟する競技団体
- (4) 公益財団法人奈良県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体
- (5) 第85回国民スポーツ大会の公開競技又はデモンストレーションスポーツを実施する団体及び第30回全国パラスポーツ大会の正式競技又はオープン競技を実施する団体
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
- (7) 県委員会の構成団体（第1号から前号に規定のない団体）
- (8) 報道機関（報道目的のみ）
- (9) その他会長が特に認める者

2 前項の規定により標章及びマスコット等を公共目的に使用（報道機関が報道目的に使用する場合を除く。）したときは、各年度終了後30日以内又は使用許可期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「標章及びマスコット等使用報告書」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（公共目的による使用の許可）

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 両大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- (8) その他会長が不適当と認めるとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「標章及びマスコット等公共目的使用許可書」（様式第3号）をもって行うものとする。

3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 標章及びマスコット等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- （2）使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- （4）原則として、標章及びマスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- （5）第2条第2項第4号に規定するマスコットを使用する場合は、原則として、マスコットに近接して「©NARA pref.」と表記すること。
- （6）標章及びマスコット等を使用する物件の完成品を速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- （7）使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- （8）当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

（許可内容の変更）

第8条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「標章及びマスコット等使用内容変更申請書」（様式第4号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による内容の変更を許可するときは、「標章及びマスコット等使用内容変更許可書」（様式第5号）により、当該使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

（使用期間）

第9条 第5条の申請による標章及びマスコット等の使用期間は、使用許可期間までとする。

2 前項の使用許可期間満了後においても、引き続き使用するとき、改めて「標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第1号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合の扱いは、第5条によるものとする。

（実地調査等）

第10条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第 11 条 会長は、標章及びマスコット等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取消しは、「標章及びマスコット等使用許可取消書」(様式第 6 号)をもって行うものとする。

3 第 1 項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 第 1 項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

5 会長は、許可を得ずに標章及びマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章及びマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第 12 条 県委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 県委員会は、標章及びマスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、標章及びマスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。